

シート	修正内容
解説編 4	RCEP を含め、日本が締結している EPA 一覧の図表をアップデート。
実践編 0-4 取引情報フォーム	<p>1) 2023年6月2日のフィリピンでのRCEP協定の発効を受けて、2023年6月2日時点でRCEPが発効している14カ国※に所在する輸入者を選択した場合に、「利用できるEPA/FTA」の一覧(最大4つまで表示)にRCEPが表示されるようにアップデート。</p> <p>※ブルネイ、カンボジア、中国、日本、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、マレーシア、インドネシア、フィリピン <発効順></p> <p>※2023年6月時点でミャンマーのみRCEP利用不可。</p> <p>2) 2023年2月21日のチリでのTPP11(CPTPP)発効を受けて、チリ所在の輸入者を選択した場合に、「利用できるEPA/FTA」の一覧(最大4つまで表示)にTPP11が表示されるようにアップデート。</p> <p>※参考 2023年6月時点でのTPP11発効国／未発効国 発効済:メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ<発効順> 未発効:ブルネイ</p> <p>3) 日アセアンEPAの附属書2(品目別規則)をHS2017に基づき置き換えた品目別規則が2023年3月1日から実施されることを受けて、日アセアンEPAのHSコードのバージョンが「HS2002」から「HS2017」と表示されるように変更。</p> <p>※参考: https://www.customs.go.jp/roo/text/aseanhakkou.html</p> <p>4) RCEP協定の附属書3A(品目別規則)をHS2022に基づき置き換えた品目別規則が2023年1月1日から実施されることを受けて、RCEPのHSコードのバージョンが「HS2012」から「HS2022」と表示されるように変更。</p> <p>※参考: https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/rcep/rcep_20221221.html</p> <p>5) 2022年1月に、日タイEPAについて、付属書2品目別原産地規則のHSコードのバージョンがHS2022からHS2017に変更となったことを受けて、日タイEPAのHSコードのバージョンが「HS2017」と表示されるように変更。</p> <p>※参考: https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/oshirase_thai20211105.html</p> <p>6) RCEPの税率差特別ルール対象品目(※仕向け国限定)の場合には、「当該HSコードはRCEPの税率差特別ルール対象品目の可能性があります。JETROの「<u>RCEP解説書</u>」等をご参照の上、RCEP原産性をご確認下さい。」とメッセージが出るように機能を追加。</p>

年 2 月 25 日 JETRO 作成

	<p>※日本からの輸出の場合、税率差が発生しうる仕向け国は、中国、タイ、ベトナム、韓国、インドネシア、フィリピンです。</p> <p>7) 2023 年 7 月 12 日より、ブルネイでの CPTPP 発効を受け原産地証明ナビを修正。(7 月 14 日対応) ※参考: https://www.customs.go.jp/roo/text/tpp_brunei.html</p> <p>8) 日インドネシア EPA 附属書2(品目別規則)を HS2017 に基づき置き換えた品目別規則が 2024 年 2 月 5 日から実施されることを受け、日インドネシア EPA の HS コードのバージョンが「HS2002」から「HS2017」と表示されるように変更。 ※参考: https://www.customs.go.jp/roo/text/indonesiahakkou.html</p> <p>9) 2024 年 12 月 15 日より、英国での CPTPP 発効を受け原産地証明ナビを修正。(2 月 25 日対応) ※参考: https://www.customs.go.jp/roo/text/tpp_uk.html</p>
実践編 3E-1,3-F1	付加価値基準の判定において、完成品価格を入力しないと原産性の判定結果が表示されないよう修正。 RVC/QVC(控除方式)の算出方法として、「非材料費からのアプローチ」のチェック項目を追加。
実践編 4 以降の全てのシート	<p>2022 年 1 月 31 日までの旧バージョンから、以下のとおり、シートの構成を変更。4-D1 以降に RCEP 対応シートを追加。</p> <p>4-A1～4-A3 EPA/FTA を利用しない場合の一般的な輸出書類(インボイス、パッキングリスト)</p> <p>4-B1 日 EU・EPA ならびに日英 EPA の原産地申告書類(インボイス)/パッキングリスト作成のための入力シート</p> <p>4-B2 日 EU・EPA 「原産地に関する申告文」が記載されたインボイス</p> <p>4-B3 日英 EPA 「原産地に関する申告文」が記載されたインボイス</p> <p>4-B4 日 EU・EPA ならびに日英 EPA のパッキングリスト</p> <p>4-C1 TPP11(CPTPP) 原産地証明書/インボイス/パッキングリスト作成のための入力シート</p> <p>4-C2 TPP11(CPTPP) 原産地証明書(Certification of Origin)</p> <p>4-C3 TPP11(CPTPP) インボイス</p> <p>4-C4 TPP11(CPTPP) パッキングリスト</p>

年 2 月 25 日 JETRO 作成

	4-D1 RCEP 原産品申告書/インボイス/パッキングリスト作成のための入力シート
	4-D2 RCEP 原産品申告書(Declaration of Origin)
	4-D3 RCEP インボイス
	4-D4 RCEP パッキングリスト

シート	修正内容
0-4	【取引情報フォーム】 各 EPA が採用している HS コードのバージョンが表示されるよう機能を追加。
3-D1,D2,E1,E2,F1,F2	「3.原産地判定を行う輸出品の情報」の「商品名」の枠を拡大。
4-1～4-6	備考欄・Remarks の書式を修正。
4-3	Gross weight/Net weight の表記を修正。
4-2,4-3,4-4	Sender/Receiver から、より一般的な Seller/ Buyer に変更。

2021 年 8 月の公開日～2022 年 1 月 31 日までにおこなった主な修正点